

重 要 事 項 説 明 書

(指定介護老人福祉施設)

社会福祉法人 平成福祉会

特別養護老人ホーム 平成みなと苑

1. 特別養護老人ホーム 平成みなと苑の概要

(1) 法人の概要

名 称	社会福祉法人 平成福社会
所 在 地	大阪府大阪市福島区吉野1丁目21番14号
代 表 者	理事長 渡邊 卓
電 話 番 号	06-6459-4961

(2) ご利用施設

施 設 名 称	特別養護老人ホーム平成みなと苑（介護福祉施設）
指定事業者番号	2770401525
所 在 地	大阪府大阪市港区弁天2丁目8番16号
施 設 長 名	施設長 塚崎 敦子
電 話 番 号	06-7502-0607
F A X 番 号	06-4395-6207
第三者評価受審	令和5年9月21日～22（ナルク福祉調査センター）

(3) 施設の職員体制（職員の職種、員数および職務内容）

職 種	基準人員数	人員	職 務 内 容
1. 施設長	1名	1名	職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。
2. 医師	1名	1名	入居者の診療及び保健衛生に管理指導の業務を行います。
3. 生活相談員	2名	2名	入居者の日常生活についての相談、援助及びこれらの計画の企画立案を行う。また、入退所に関する業務を行います。
4. 介護職員	43名以上	50名以上	入居者の日常生活における介護・相談及び援助の業務を行います。
5. 看護職員	4名以上	6名	入居者の看護、医師の診察の補助、健康管理及び保健衛生の業務を行います。
6. 機能訓練指導員	1名以上	2名	入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導を行います。
7. 介護支援専門員	2名	2名	入居者の介護支援に関する業務を行います。
8. 栄養士	2名	1名	給食管理、入居者の栄養指導を行います。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
1. 医師	週2回：月曜日・金曜日 13:00以降
2. 生活相談員	日勤：9:00～18:00
3. 介護職員	早朝：6:30～15:30
	日勤：10:00～19:00
	遅出：13:30～22:30
	夜間：22:00～7:00
4. 介護支援専門員	日勤：9:00～18:00
5. 看護職員	日勤：9:00～18:00
6. 夜間看護職員	夜間：22:00～7:00

(4) 定員及び施設の設備の概要

定員		140名	共同生活室	14室
居室	個室	140室	医務室	1室
浴室	一般	14室	居宅介護支援室	1室
	特殊	1室	相談室	1室

※居室の室数は、短期入所10室を含みます。

◇居室の変更：入居者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

(5) 運営の方針

- ①この施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配置しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することをめざすものします。
- ②この施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するように努めます。
- ③この施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視して運営を行うことに努めます。
- ④この施設は地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- ⑤「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとします。
- ⑥入居者の尊厳・自己決定・プライバシー保護・秘密保持等を柱にして、安心して生活できる人権擁護の取り組みを推進する施設をめざします。
- ⑦地域との交流を基本として、介護の相談・介護教室・ボランティア活動への協力、支援（福祉人材養成に寄与することを含む）等の取り組みに努め、地域に開かれた施設をめざします。

2. サービスの内容

当施設では、入居者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- ①利用料金の一部が介護保険から提供される場合
- ②利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合
の二通りがあります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

[サービスの概要] ※時間・内容については変更する場合があります。

①居室

②施設サービス計画の立案

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりの方も機械浴槽を使用して入浴できます。

④介護

施設サービス計画に沿って下記の介護を行ないます。着替え、排泄、食事等の介助、おむつ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付き添い…等

⑤健康管理

医師や看護師が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、心身等の状態に合わせ離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えをするよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れますよう、施設内の環境美化に努めます。

⑦栄養ケア・マネジメント

入居者ごとの栄養状態、摂取機能を考慮した栄養ケア・マネジメントを行ないます。

⑧感染症・食中毒の予防

感染症対策委員会の設置、施設内研修の実施等により、施設内の衛生管理体制を整備します。

⑨介護事故発生の防止

事故対策委員会の設置、施設内研修の実施等により、施設内の介護事故防止体制を整備します。

⑩身体的拘束等原則禁止

入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、入居者又は他の入居者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者に負担していただきます。

[サービスの概要と利用料金]

① 滞在に要する費用 全室個室 2,066 円/日

② 食事の提供 (食費)

料金: 1,590 円/日 ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

朝食 8:00~9:00 昼食 12:00~13:00

おやつ 15:00~15:30 夕食 18:00~19:00

③ 入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用。

④ 理美容代 カット 1,900 円 お顔そり 650 円 ※ 消費税込

顔剃り・洗髪は利用者の状態により至急判断いたします。

⑤ 電気代 (テレビ、パソコン他) 500 円~1,000 円/月 ※ 利用量による。

⑥ 貴重品管理費

⑦ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費相当分をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

⑧ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

(車椅子・歩行器・食事用エプロン・自助具・口腔ケア用品)

※ 修理代もご負担いただきます。

⑨ 医療費 医療機関に受診した費用 実費

⑩ 薬代 実費

⑪ レクリエーション・クラブ活動費

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加して頂くことができます。

利用料金: 材料代等の実費をいただきます。

(3) 協力医療機関

①大阪みなと中央病院

住 所：〒552-0021 大阪市港区磯路1-7-1

電 話：06-6572-5721

診療科目：[内科・小児科・外科・整形外科・泌尿器科・眼科・耳鼻咽喉科・麻酔科・放射線科・形成外科・皮膚科]

②日生病院

住 所：〒550-0012 大阪市西区立売堀6-3-8

電 話：06-6543-3581

診療科目：[内科・外科・整形外科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・放射線科・神経内科・精神科神経科・皮膚科・小児科]

③大阪掖済会病院

住 所：〒550-0022 大阪市西区本田2-1-10

電 話：06-6581-2881

診療科目：[整形外科・内科・外科・小児科・眼科]

④大阪暁明館病院

住 所：〒554-0012 大阪市此花区西九条5-4-8

電 話：06-6462-0261

診療科目：[内科・循環器内科・呼吸器内科・消化器内科・神経内科・外科・整形外科他]

⑤医療法人仁愛会 飯田歯科医院

住 所：〒577-0827 東大阪市衣摺2-11-19

電 話：06-6728-4182

診察科目：口腔ケア

3. 利用料金

(1) 利用料

別表「利用料金表」を参照ください

(2) その他の料金

上記参照（別表参照）

(3) 介護保険料

市町村にお支払いただく介護保険料は、原則として年金からの天引きになります。

(4) 支払方法

毎月月末締め、当月分を翌月28日にご指定の口座より自動振替にてお支払いいただきます。なお、請求書は、毎月15日前後に前月分をお送りいたします。口座振替の手続きが間に合わない等で、自動振替にてお支払ができない場合につきましては、下記銀行口座に振込にてお支払い願います。なお、この場合の振込手数料につきましては、振込人負担となりますので、あらかじめご了承ください。

（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

振込口座：りそな銀行 野田支店 普通 0207530

しゃかいふくしほうじんへいせいふくしかい
社会福祉法人平成福社会

とくよう
みなと特養

りじちよう わたなべ たかし
理事長 渡邊 卓

(5) 食費・居住費

食事にかかる費用及び居住にかかる費用については、介護保険負担限度額認定証または介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けている方に対しては、当該認定証に記載されている負担限度額または特定負担限度額といたします。

(6) 居住費の外泊時の取扱い

入院又は外泊中は、居住費をご負担いただきます。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護に使用する場合は、その間の居住費はご負担いただくことはありません。

(7) 利用料金の変更

介護給付費体系の変更があった場合、及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、契約者に対して、一ヶ月前までに文書で通知することにより利用料金の変更（増額または減額）を申し入れる事ができることとします。

◇業務継続計画の策定等について

- ①当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。研修及び訓練を定期的に行います。
- ②当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- ③当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

◇ハラスメント対策について

介護サービス事業者の適切なハラスメント対策を強化する観点から、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する当施設の責務を踏まえ、適切なハラスメント対策を行います。

◇衛生管理について

- (1)入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水に対して、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を構ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行うものとします。
- (2)感染症が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の予防のため指針を定め、必要な措置を構ずるための体制を整備します。
- (3)当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (4)当施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (5)当施設において、職員に対し、感染症及び食中毒まん延防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に行います。
- (6)食中毒発生が疑われた際は、「厚生労働省が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。
- (7)栄養士、管理栄養士、調理師厨房勤務者は毎月1回、検便を行うとともに、定期的に、鼠族、昆虫の駆除（外部委託）を行います。

4. 入退所手続き

(1) 入居手続き

大阪市入所選考指針に基づき入居を決定いたします。入居と同時に契約を結び、サービスの提供を開始いたします。

※居宅介護支援事業所に居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に担当の介護支援専門員にご相談下さい。

(2) 退所手続き（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。

従って、以下のような事由がない限り継続してサービスを利用することができますが、仮にこの事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合。
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ③施設の滅失や重大な毀損により、入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑤ご契約者からの退所の申し出があった場合（詳細は以下を参照）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下を参照）

(1) 契約者からの退所の申し出（中途契約・契約解除）

契約の有効期間中であっても、契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書を提出してください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①施設もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ②施設もしくはサービス従事者が契約書第7条に定める守秘義務に違反した場合。
- ③施設もしくはサービス従事者が故意又は、過失により入居者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。
- ④他の入居者が入居者の身体、財物、信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、施設が適切な対応をとらない場合。

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ①契約者が、契約締結時にその心身に状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②契約者が、入居者の利用料金の支払いが正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、利用料金を支払うよう催告したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
- ③契約者及び入居者が、故意又は過失により施設又はサービス従事者もしくは他の入居者の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④入居者が、病院又は診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合又は入院が3ヶ月を経過しても退院ができないことが明らかになった場合。※
- ⑤入居者が他の介護保険施設に入所した場合。

※入居者が病院等に入院された場合の対応について

当施設入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

I 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。

II 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入居することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時に施設の受入準備が整っていないときには、併設されている短期入所生活介護の居室等を利用いただく場合があります。この場合、入院期間中の所定の利用料金をご負担していただく必要はありません。

III 3ヶ月以内の退院が見込まれていない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれていない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入居することはできません。

5. 残置物引取人

入居契約が終了した後、当施設に残された入居者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

また、引き渡しにかかる費用については契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

6. 施設利用にあたっての留意事項

面会	9：00～20：00
外出・外泊	3日前までに、所定の届出書によりお申し出下さい
飲酒・喫煙	喫煙は決められた場所以外ではお断りいたします。また、施設内でのアルコール類の持込については、原則禁止とさせていただきますが、施設の許可を得た場合でも他の方のご迷惑にならない範囲でお願い致します。いずれも主治医からの制限がある場合はご遠慮ください。
テレビ・ラジオ	テレビ、ラジオはどちらもイヤホンをご使用下さい。 また、消灯時間後のテレビはご遠慮下さい。
所持品の持込み	所持品によっては、収納スペースが限られておりますので、お持込に制限を設ける場合もあります。
医療	当施設の医師による健康管理や健康相談につきましては、介護保険給付サービスに一部含まれておりますが、それ以外の医療につきましては、他の協力病院等による往診や入通院により対応します。その場合は、医療保険適応になるため、別途自己負担をしていただくこととなります。また、入院に際しての保証人等は原則として、ご家族にお願いいたします。
宗教活動・政治活動 ・営利活動	当施設の敷地内では他のご利用者に迷惑を及ぼすような活動等を行うことはできません。
ペット	原則としてご遠慮いただきます。

7. 緊急時等における対応方法

- (1) 施設は、入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

8. 事故発生時の対応

- (1) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、入居者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講ずる。
- (2) 入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

9. サービス内容に関する相談、苦情

①当施設の相談・苦情担当	管理者 塚崎 敦子 副管理者 吉竹 直紀
②苦情解決責任者	施設長 塚崎 敦子
③第三者委員	苦情解決に社会性や客観性を確保し、入居者の方の立場や権利に配慮した中立・公正・適切な対応を推進するため、法人に第三者委員を設置しています。
④大阪市相談窓口	大阪市福祉局 高齢者施策部 介護保険課 指定・指導グループ 〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1番7-331号 TEL 06-6241-6310
⑤区相談窓口	港区役所 健康福祉課 介護保険担当 〒532-8501 大阪市港区市岡1丁目15-25 TEL 06-6576-9859
	西区役所 保健福祉課 介護保険担当 〒550-0013 大阪市西区新町4-5-14 TEL 06-6532-9859
	此花区役所 保健福祉課 介護保険担当 〒554-0021 大阪市此花区春日出北1-8-4 TEL 06-6466-9882
	大正区役所 保健福祉課 介護保険担当 〒551-0003 大阪市大正区千島2-7-95 TEL 06-4394-9859
	福島区役所 保険福祉課 介護保険担当 〒553-0007 大阪市福島区大開1-8-1 TEL 06-6464-9859
⑥国保連相談窓口	大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護保険課 〒540-0028 大阪市中央区常盤町1-3-8 中央大通 FN ビル内 TEL 06-6949-5418
⑦第三者委員	第三者委員：横田一也 社会福祉士事務所カラーサ 大阪府泉佐野市上瓦屋 906-1-107 TEL 072-493-3237 FAX 072-493-3238 苦情解決に社会性や客観性を確保し、入居者の方の立場や権利に配慮した中立・公正・適切な対応を推進するため、法人に

10. 非常災害対策

- ・施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等について責任者を定めています。
- ・施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間又は夜間想定訓練）を実施します。

11. 高齢者虐待

- ・施設は、入居者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げる通り必要な措置を講じます
 - (1) サービスの提供にあたっては、当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為を行わない。
ただし、「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、これは「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、これらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られ、一時的に身体等を拘束する場合があります。
 - (2) 虐待等に関する苦情解決体制を整備しています。
 - (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
 - (4) 成年後見制度の利用を支援します。

令和 年 月 日

介護福祉施設入居にあたり、契約者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

<施設>

施設所在地 大阪市港区弁天二丁目 8 番 16 号

施設名称 特別養護老人ホーム 平成みなの苑

施設代表者 社会福祉法人 平成福社会 理事長 渡邊 卓

説明者役職 生活相談員

氏名 _____ (印)

私は、契約書及び本書面により、施設から介護福祉施設入居についての重要事項の説明を受けました。

契約者住所 _____

契約者氏名 _____ (印)

身元保証人住所 _____

身元保証人氏名 _____ (印)

別紙

費用区分	費用の額
滞在に要する費用	ユニット型個室 日 額 2, 0 6 6 円
滞在に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 ユニット型個室 日 額 8 8 0 円 第2段階認定者 ユニット型個室 日 額 8 8 0 円 第3段階(1)認定者 ユニット型個室 日 額 1, 3 7 0 円 第3段階(2)認定者 ユニット型個室 日 額 1, 3 7 0 円
食事の提供に要する費用	1, 5 9 0 円/日 朝 食 3 8 9 円 昼 食 5 9 4 円 夕 食 6 0 7 円
食事の提供に要する費用 (介護保険負担限度額認定者)	第1段階認定者 日 額 3 0 0 円以内 第2段階認定者 日 額 3 9 0 円以内 第3段階(1)認定者 日 額 6 5 0 円以内 第3段階(2)認定者 日 額 1, 3 6 0 円以内 1234

介護保険の給付対象とならないもの

理美容費	1, 9 0 0 円 顔そり 6 5 0 円
電気代	5 0 0 円/月 (テレビ・パソコン等を利用された方)
日常生活用品購入費	実費
医療費	実費
薬代	実費
レクリエーション・クラブ活動費	実費

